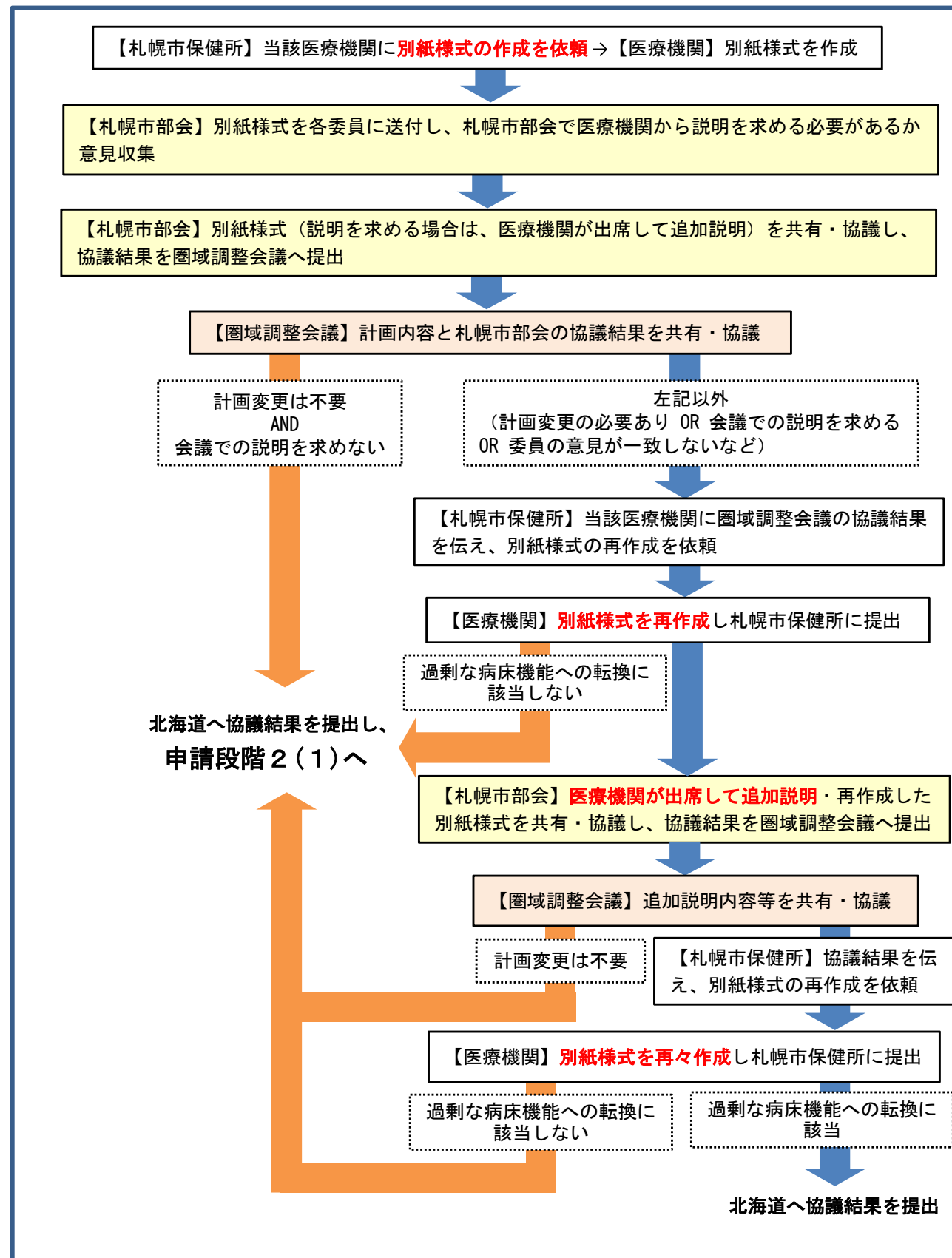


## 別紙 2 札幌市における過剰な病床機能への転換を行う医療機関への対応について（案）

## 1 事前相談段階での対応



## 2 申請段階での対応

## (1) 事前相談段階の圏域調整会議を経て、計画変更の必要がない場合

【医療機関】医療法人の定款又は医療機関の開設・変更に係る申請書を札幌市保健所又は道内保健所に提出

（札幌市部会・圏域調整会議を経る必要なし）

## (2) 事前相談段階で計画変更が不要とはならなかった OR 事前相談段階を経ないで申請段階に至った場合

【札幌市保健所又は道内保健所】医療機関から申請書類を提出したい旨の相談があった段階で、原則として事前相談段階を経る必要性を説明し、当該医療機関に別紙様式の作成を依頼

【医療機関】別紙様式を作成

説明はしたが、医療機関が申請書類を札幌市保健所又は道内保健所へ提出

事前相談段階へ

【札幌市部会】別紙様式・申請書類を共有・協議  
※標準処理期間内での対応が難しい場合は、書面会議とする

【圏域調整会議】計画内容、申請書類、札幌市部会での意見を共有・協議

計画変更は不要

北海道へ  
協議結果を提出

左記以外  
（計画変更の必要あり OR  
委員の意見が一致しないなど）

北海道へ  
協議結果を提出

別紙様式を作成しない、  
期限までに回答しないなど、  
医療機関側の理由で札幌市部会や圏  
域調整会議での協議ができない場合

北海道へ報告

## 【留意事項】

1 別紙様式「（仮称）札幌市部会協議用資料」の提出については、医療法に基づくものではなく、札幌市で作成した任意様式となるため、任意の協力依頼となる。協力が難しい場合は、指定の申請書類のみで各会議の協議を行う。

2 札幌市部会について、医療機関の協力が得られない場合は、石狩振興局へ報告する。